

東村山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成25年2月22日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

東村山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の
一部を改正する条例

東村山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成17年
東村山市条例第11号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の改正に伴い、本案を
提出するものであります。

東村山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の
一部を改正する条例

東村山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成17年東村山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第9条中「自動車車庫その他専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する」を「次の各号に掲げる建築物の」に、「の5分の1」を「に当該各号に掲げる建築物の部分の区分に応じて定める割合を乗じて得た面積」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分 5分の1
- (2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分 50分の1
- (3) 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分 50分の1
- (4) 自家発電設備を設ける部分 100分の1
- (5) 貯水槽を設ける部分 100分の1

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

東村山市地区計画の区域内における建築物の
制限に関する条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

(容積率の算定の特例)

第9条 建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次の各号に掲げる建築物の部分の床面積は、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に掲げる建築物の部分の区分に応じて定める割合を乗じて得た面積を限度として算入しない。

- (1) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分 5分の1
- (2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分 50分の1
- (3) 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分 50分の1
- (4) 自家発電設備を設ける部分 100分の1
- (5) 貯水槽を設ける部分 100分の1

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

旧 条 例

(容積率の算定の特例)

第9条 建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、自動車車庫その他専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分の床面積は、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）の5分の1を限度として算入しない。